

税務調査で
否認されない
ために必読!!

税務署に睨まれない

「交際費」の経理処理

ここにご注意!!

税理士 鈴木一彦

税務調査で必ずといってよいほどチ

エックされる科目が「交際費」です。

取引先の担当者や食事をしたり、取引

先にお中元やお歳暮を贈って関係を良

くすることは、良好なビジネス関係を

築くためにも必要です。しかし一方で、

「交際費」は私的な費用が紛れ込みや

すい「グレーな費用」でもあります。

ここでは税務署に睨まれないための

「交際費」の経理処理についてアドバ

イスします。

「この領収書って交際費として経費
にしているのだろうか…」

会社の経費精算や領収書の整理をし

ているとき、そのような疑問をもつこ

とってありますよね？ 取引先や仕入

先との飲食代や商談の際に持つていく

お土産代など、交際費はビジネスを円

滑に進めていくための重要な経費です。

ただ、交際費というのは「これって本

当に経費にしているの？」というよう

なグレーゾーンが多いという一面もあ

ります。

税務調査でも目をつけられやすい交

際費について、どういうポイントに気

をつけなければならないのか、もう一

度確認をしておきましょう。

交際費とするための

2つのポイントとは



そもそも「交際費」とはどういった



経費なのでしょうか。

国税庁のホームページには、「法人の交際費の範囲」ということで次のような定義がされています。

・法人の交際費の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます）のために支出する費用をいいます。

ちよつと難しい言葉で書いてあるので分かりにくいですが、交際費として経費にするためには次の2つのポイントを押さえておく必要があります。

ポイント① 得意先・仕入先など事業関係者に対しての費用である

まず1つ目の交際費のポイントは、

得意先や仕入先など事業と関係のある人に対して使われた費用でなければならないということです。ここでいう「事業と関係ある人」とは、直接取引をしている関係業者だけでなく、社員や役員、株主など間接的に会社とかわっているような人を含みます。

たとえば、

- ・ 身内へのお見舞いや香典などの費用
- ・ 事業と関係のない友達との飲食に使った費用
- ・ 一人ぼっちのランチやディナー

といった支出は、事業と関係がある人に対してのものではないので交際費にはなりません。

逆に、このような事業と関係のない支出を経費として処理してしまうと、税務調査で思わぬペナルティにつながることもあるので注意しましょう。

ポイント② 接待・供応・慰安・贈答のための費用である

2つ目のポイントは「接待・供応・慰安・贈答」というものに該当するかどうかです。キーワードがちよつと難しいので内容を解説しておきます。

▼接待（せつたい）：目上の人をもてなす行為。どちらかという上と下の立場の人が上の立場の人をもてなす支出。

▼供応（きようおう）：来客をもてなすこと。どちらかという上と下の立場の人が下の立場の人をもてなす支出。

▼慰安（いあん）：なぐさみをして心を休ませること。お疲れ様会のような支出。

▼贈答（ぞうとう）：贈り物をする。こと。お中元やお歳暮、手土産を持つていくといったような支出。

この①と②のポイントを満たしている支出が交際費として処理できる前提ということになります。